

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 上場株式等の取得費の特例

Q : 上場株式等の取得費の特例が創設されることによって、クロス取引のメリットがなくなると聞いたのですが、どういうことでしょうか。

A : 取得費の特例は、取得価額が不明な場合だけでなく、取得価額が明らかな場合でも選択でき、取得価額引き上げのためのクロス取引のメリットはなくなったといえます。

【解説】

証券税制の見直しが今臨時国会で手当てされることになり、上場株式等の取得費の特例制度が創設されます。この特例は、平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を、平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得の計算上、取得費を「平成13年10月1日における価額の80%」とすることを認めるものです。また、この特例は、取得価額が不明な場合に限らず、取得価額が明らかな場合であっても選択できることが明らかになりました。

今持っている株式を売却し、同時に同一株式を同一株数買い戻すいわゆるクロス取引が、株式譲渡益の申告分離課税一本化に備える手段として注目を集めていましたが、今回創設される取得費の特例により、取得価額引き上げのためにクロス取引を行うメリットは消失したことになります。ただ、このところの株式市場の低迷により、平成13年10月1日の価額が取得価額を下回っているケースも多いと思われる。この場合には、取得費の特例を利用するメリットは全くありません。

